

令和6年4月8日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

令和6年度版 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて

この度、日本医師会より標記マニュアル（令和6年度版）と共に死亡診断書及び死体検案書の取扱いに関するQ & Aが、それぞれ下記の厚生労働省のURLに公開された旨、連絡があり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員の先生方に対し周知いただきますようご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、改訂の内容については、次ページ以降の「付表：令和6年度版マニュアルにおける昨年度版からの改訂内容」をご参照ください。

特に、今般の改定において、生前に診察を担当していなかった医師であっても、同一医療機関内で情報を共有する等により、死亡した患者の生前の心身の状況に関する情報を正確に把握できている状態であって、死後診察を行った上で生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することが可能である旨が明記されましたので、ご留意の程お願いいたします。

記

- ・厚労省HP「死亡診断書（死体検案書）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/sibousinndannsyo.html

- ・厚労省HP「令和6年度版死亡診断書（死体検案書）記入マニュアル」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/>

上記いずれも、次の順で閲覧ください。

【厚労省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 死亡診断書（死体検案書）について】

一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
Tel 06-6763-7021 Fax 06-6764-0267

付表：＜令和 6 年度版マニュアルにおける昨年度版からの改訂内容＞

改訂箇所 ※ページ番号は令和 6 年度版 のものです。	改訂内容 ※令和 5 年度版からの変更内 容を説明しています。	改訂の趣旨
P 2 「ご参考：医師等の氏名欄 について」	・出生証明書と死産証書の 代筆について追記。 ※P36 にも同様の追記。 ・出生届のオンライン化に 係る検討状況について追 記。	記載の内容のとおり。
P 4（様式）	・「記入の注意」欄におい て、「産後 42 日未満の死亡 の場合は」を「産後 1 年未 満の死亡の場合は」とし た。 ・その他、記載欄のスペー スを拡大する等、形式的な 修正。	・「後発妊産婦死亡」として 妊娠終了後満 42 日以後 1 年未満の女性の死亡数を 正確に把握する必要がある ことから、医師法施行規則 及び歯科医師法施行規則 の一部を改正する省令 （令和 6 年厚生労働省令 第 38 号）により様式の改 正を行ったもの。
P 5～P 6 「2 死亡診断書と死体検 案書の使い分け」	・「自らの診療管理下にあ る患者が、…」の「自らの」 を削除。（P 5、下から 5 行 目） ・死亡診断又は死体検案に 際して、死体に異状が認め られない場合は、所轄警察 署に届け出る必要が無い 旨を明記。（P 6、1 行目）	・下欄に記載のとおり、患 者の生前に診療を担当し ていた医師以外であって も、死亡診断書を交付可能 な場合があることから、記 載を適正化したもの。 ・死体検案書を交付する 際、所轄警察署に届け出る 必要のない場合があるこ とを明確化したもの。

改訂箇所 ※ページ番号は令和6 年度版のものです。	改訂内容 ※令和5年度版からの変更内 容を説明しています。	改訂の趣旨
P6～P7 「3 医師が患者の死亡に立ち会えなかった場合に死亡診断書を交付するには」	・章名を「医師が患者の死亡に立ち会えなかった場合」から「医師が患者の死亡に立ち会えなかった場合に死亡診断書を交付するには」に修正。 ・生前に診察を担当していなかった医師が死亡診断書を交付するため場合の要件等について記載。 ・上記の記載をイメージ化した図を掲載。	・生前に診察を担当していなかった医師であっても、同一医療機関内で情報を共有する等により、死亡した患者の生前の心身の状況に関する情報を正確に把握できている状態であって、死後診察を行った上で生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、死亡診断書を交付することが可能であると考えられることから、その詳細な取扱いについてお示ししたものの。
P8 「(1) 一般的事項④」及びP20 「(11)「診断(検案)年月日」等③」	・死亡診断書又は死体検案書の署名欄について、記名押印は原則不可である旨を明記。	・医師による署名ではなく記名押印がなされた書類が自治体宛に提出された事例が確認されたことから、署名欄の取扱いについて明確化を行ったものの。
P9 「(5) 死亡したところ及びその種別」	・(死亡したところの種別)欄中、「6 自宅」及び「7 その他」について、追記。	・死亡したところの種別に関して、自宅の範囲や、看護小規模多機能型居宅介護事業所の分類についての照会が多く寄せられたことから、判断基準の明確化を行ったものの。